

四日市市下水道総合地震対策変更計画図書作成業務委託
業務仕様書

1. 業務の目的

四日市市では、平成 24 年度に「四日市市下水道総合地震対策事業計画」を策定し、東日本大震災の被害を踏まえ、緊急輸送道路下の幹線管渠耐震化や処理場・ポンプ場の耐震化などの防災対策、処理場・ポンプ場の防水化やゲート遠隔操作化、可搬式ポンプの設置などの減災対策を計画として位置付け、優先順位の高い施設から順次地震対策を実施している。

本業務は、計画期間を延伸するとともに、令和 3 年度に実施した雨水管路施設の耐震診断結果を踏まえ、対策施設の変更を行うものである。

2. 業務概要

委託場所 四日市市 内一円

業務対象

処理場	日永浄化センター2系、3系	
中継ポンプ場	橋北ポンプ場	阿瀬知ポンプ場
	納屋ポンプ場	常磐ポンプ場
小規模中継ポンプ場	智積汚水中継ポンプ場	南部第1中継ポンプ場
	高砂ポンプ場	南部第2中継ポンプ場
	中央ポンプ場	磯津中継ポンプ場
	泊汚水中継ポンプ場	海山道汚水中継ポンプ場
	采女汚水中継ポンプ場	
雨水ポンプ場	朝明ポンプ場	大井の川ポンプ場
	新富洲原ポンプ場	塩浜第1ポンプ場
	茂福ポンプ場	塩浜第2ポンプ場
	白須賀ポンプ場	塩浜第3ポンプ場
	羽津ポンプ場	磯津第1ポンプ場
	午起ポンプ場	磯津第2ポンプ場
	野田排水機場	河原田ポンプ場
	朝日町ポンプ場	新南五味塚ポンプ場
	落合ポンプ場	吉崎ポンプ場
	雨池ポンプ場	内堀ポンプ場
雨水地下ポンプ場	富田浜元	八 剣
	富田浜元第2	新 正
	富 田 浜	納屋運河
	富田浜第2	大井の川
	茂福北村	塩浜地下道
	三滝通り第1	磯津第3

	三滝通り第2	磯津第6
	本町	小倉新田
	安島	吉崎
	浜田	富田浜元町28区画
管路施設	約1,514km（合流・汚水、雨水）	

3. 業務の内容

本業務の内容は以下のとおりである。

(1) 基礎調査

基礎調査では、本業務を遂行するための上位計画（下水道計画・防災計画等）資料や被害想定等で必要な資料を収集・整理し、地域性及び計画区域内の特異性等を把握するための基礎資料について、既計画からの変更点を整理する。

(1-1) 下水道施設資料の収集及び整理

四日市市下水道台帳システムの施設平面図データを計画検討の準備として、下水道整備済区域での既設管路施設に関する計画諸元、設計基準及び管路施設の情報・特性等の資料を収集し整理する。耐震上重要な管路については、下水道台帳や竣工図等から、本管ルート、本管施設諸元、マンホール諸元、建設年度及び耐震設計、管更生の有無等を整理する。

(1-2) 防災関連資料の収集及び整理

地域防災計画等と整合させるため、三重県及び四日市市の地域防災計画資料から、防災拠点や避難所、要配慮者等関連施設、災害拠点病院、緊急輸送路等について資料を収集・整理する。

(1-3) 既往耐震対策等の関連資料の収集及び整理

四日市市下水道総合地震対策計画で実施している耐震対策工事及び既往の耐震診断結果、並びに既設管路施設に関する維持管理履歴やその結果（管更生含む）、その他本業務に必要な資料を収集・整理する。

(2) 対象地区の選定理由

「下水道施設の耐震対策指針と解説」（日本下水道協会）に基づき、地域防災計画や過去の地震記録を踏まえ、重要道路や鉄道、河川、防災拠点、避難所、要配慮者等関連施設、災害拠点病院等といった防災上重要な施設の位置を整理し、既設管路施設の耐震対策状況を考慮して対象地区を選定するとともに、その理由をとりまとめる。

処理場・ポンプ場施設は耐震診断、津波対策、耐水化計画等を整理し、対象地区を選定するとともに、その理由をとりまとめる。

また、下水道総合地震対策事業の実施要件を整理し、対象地区が該当するか整理して確認する。

(3) 計画目標の設定

下水道地震対策の基本方針として下水道施設の地震対策の実施状況を踏まえ、本計画にお

いて対象とする地震動と津波等の対策規模を設定する。

(4) 管路施設の防災対策

(4-1) 管路施設の重要度評価

四日市市下水道台帳システムのデータを参考に、選定した対象地区に埋設された管路施設を抽出して整理する。抽出した管路施設について、下水道が最低限有すべき機能と、耐震対策状況や耐震診断結果、維持管理状況を踏まえ重要度を評価し、地震対策の優先順位を検討する。

(4-2) 耐震対策工法の検討

想定される被害の内容、管路施設の変状及び埋設条件等に応じて該当する対策工法を選定するとともに、経済性、施工性、他都市での採用実績等の面から評価を行い、最も合理的な方策を選定する。

本業務では、令和3年度に実施した「重要管路地震対策に伴う耐震診断業務委託」において早急に対策が必要と判定した雨水管路施設について、次年度以降に実施設計を予定していることから耐震対策工法を検討する。

(4-3) 概算事業費の算定

令和3年度に実施した「重要管路地震対策に伴う耐震診断業務委託」において検討した耐震対策計画に基づき、対策工法ごとの概算事業費を算出する。

(5) 処理場・ポンプ場施設の防災対策

(5-1) 処理場・ポンプ場施設の耐震性能評価

下水道総合地震計画で実施している処理場・ポンプ場施設の耐震診断業務成果に基づき、各施設の耐震性能を評価する。

(5-2) 被害想定

計画目標に設定した地震動及び最大震度、液状化危険度分布、津波浸水深を整理し、対象施設毎に被害想定を行う。

(5-3) 対象施設の選定

「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づくアウトカム目標や要求性能を整理し、処理場・ポンプ場施設の重要度の評価項目を設定する。

(5-4) 防災対策優先順位の選定

処理場・ポンプ場施設について、重要度の評価項目に該当する施設を整理し、各施設の耐震性能を踏まえ、重要度を評価して優先順位を設定する。

(5-5) 防災計画

対象施設の耐震対策に関する業務成果に基づき、耐震対策工法を整理するとともに、対策工法ごとの概算事業費を整理する。

(6) 減災対策

(6-1) 減災対策の選定

防災計画の耐震対策の優先順位を勘案し、下水道が最低限有すべき機能と施設の重要性、

対策実施の可能性、実現性を考慮して必要とする減災対策を選定する。

(6-2) 減災対策計画

選定された減災対策を整理するとともに、対策方法毎の概算事業費を整理する。

(7) 事業実施計画

(7-1) 管路施設の事業実施計画

管路施設の防災対策、減災対策の実施計画を整理し、計画対象期間に実施する事業と、中長期に実施する事業を整理して事業実施計画をとりまとめる。

(7-2) 処理場・ポンプ場施設の事業実施計画

処理場・ポンプ場施設の防災対策、減災対策の実施計画を整理し、計画対象期間に実施する事業と、中長期に実施する事業を整理して事業実施計画をとりまとめる。

令和3年度に策定した「四日市市下水道施設耐水化計画策定業務委託報告書」に位置付けた耐水対策について、地震対策と合わせて実施することが可能か確認すること。

(7-3) 実施効果の検討

個々の対策に対する効果を整理するとともに対策後の被害低減等を検証し、公衆衛生の保全、浸水被害の防除、応急対策の確保、緊急時の輸送路の確保等管路施設の防災対策及び減災対策による実施効果を検討する。

また、予算計画との照合及び年次計画の立案を行う。

(8) 下水道総合地震対策計画書の作成

下水道総合地震対策計画の策定にあたっては、過年度策定した下水道総合地震計画の防災対策計画および減災対策計画を踏襲しつつ、下水道防災対策計画及び下水道減災対策計画より、計画期間内の5年間に実施可能で効果のある対策を再整理し、短期間に実施すべき事業の事業量と事業費を算出して年次計画を策定する。

対象地区の概要、対象地区の選定理由、計画目標、計画期間、防災対策の概要、減災対策の概要、計画の実施効果等についてとりまとめるとともに、根拠資料として事業実施計画をとりまとめる。また、計画概要書を取りまとめる。

4. 提出成果品

成果品は以下のとおりとする。

- ① 下水道総合地震対策事業計画書 A4判 5部
図面についてはA3判及びA1判とする
- ② 下水道総合地震対策事業計画説明書 A4判 5部
- ③ 下水道総合地震対策計画概要書 A4判 5部
- ④ その他（参考資料、議事録等）
- ⑤ 上記書類の電子ファイル 1式

5. 準拠すべき図書及び基準等

- ・ 下水道地震対策総合地震計画策定の手引き（案） 平成18年4月 国土交通省

- ・大規模地震による下水道被害想定手法及び想定結果の活用方法に関するマニュアル
平成 18 年 3 月 大規模地震による下水道被害想定検討委員会
- ・下水道地震対策技術検討委員会報告書 平成 20 年 10 月
下水道地震対策技術検討委員会
- ・下水道地震・津波対策技術検討委員会報告書 平成 24 年 5 月
下水道地震・津波対策技術検討委員会
- ・下水道事業の手引き
- ・下水道施設の耐震対策指針と解説 2014 年版 (社)日本下水道協会
- ・下水道の地震対策マニュアル 2014 年版 (社)日本下水道協会
- ・下水道施設計画・設計指針と解説 2019 年版 (社)日本下水道協会
- ・下水道維持管理指針 2014 年版 (社)日本下水道協会
- ・四日市市下水道総合地震対策計画策定業務委託報告書 平成 25 年度
- ・四日市市下水道総合地震対策事業計画書(変更) 令和 3 年度
- ・四日市市下水道耐震設計指針 令和 3 年度
- ・重要管路地震対策に伴う耐震診断業務委託報告書 令和 3 年度
- ・重要管路耐震診断業務委託報告書 平成 24 年度
- ・下水道施設耐震診断業務委託報告書
- ・四日市市下水道施設耐水化計画策定業務委託報告書 令和 3 年度

業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

本業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。

- (1) 業務の円滑な履行確保を図る観点から、業務の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや食事・休憩など、多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- (3) 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とする。ただし、感染防止については、事前に監督員と協議を行い有効な手段と認められる場合に業務計画書に記載した上で履行することを前提とする。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「業務の一時中止や履行期間の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。
- (5) 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。

なお、感染者等であることが判明した場合は、本業務のみならず、受託者が本市と契約中の全ての業務について、一時中止の措置を行う場合がある。

【注意事項】

業務委託を遂行するにあたっては、下記の事項を遵守していただきます。

記

(1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(2) 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号)第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

(1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

(3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(3) 障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

(1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託（下請を含む。以下同じ。）する場合は、再委託先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

（資料等の返還）

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

（1）紙媒体 シュレッダーによる裁断

（2）電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

（研修・教育の実施）

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

（罰則等の周知）

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

（苦情の処理）

第12 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

（事故発生時における報告）

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、
契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。